

令和3年1月8日
埼行発第604号

関係者各位

埼玉県行政書士会

会長 関口隆夫

緊急事態宣言発出に伴う当面の会務運営について（声明）

1月8日、首都圏の1都3県に二度目の緊急事態宣言が発出されました。緊急事態措置の実施期間は1月8日～2月7日とされています。これを受けて当会では、緊急事態宣言発出期間中、会員・関係者各位及び職員の健康確保と感染防止への積極的協力のため以下の方針で会務運営を行います。皆様にはご不便をおかけしますが、よろしく御理解御協力のほどお願い申し上げます。

明けない夜はありません。皆で力を合わせて新型コロナウイルスに打ち勝ちましょう。

記

- 1、 各種会議・研修会については原則 WEB 会議方式とします。飲食を伴う会議等はありません。
- 2、 交代制による職員の在宅勤務を実施します。事務局・職員への連絡はメールをご活用下さい。
- 3、 事務局来局の際にはマスク着用のうえ、検温・手指消毒をお願いします。
- 4、 発熱等体調不良の場合は来局をお控え下さい。
- 5、 用紙類等の購入は緊急の場合を除きお控え下さい。
- 6、 会員への情報発信は、事務局の時間外労働削減のため、紙ベースを極力削減し、適宜 HP にて行います。
- 7、 以上の他、状況に応じ必要な措置を取ることがありますのでご了承ください。

以上